

# 1. 事業所まるごと健康宣言について

働き盛りの健康づくり支援事業

## 事業所まるごと健康宣言

私達も取組んでいます！

香川県商工会議所連合会 / 香川県商工会連合会  
香川県中小企業団体中央会 / (一社) 香川経済同友会

香川県 全国健康保険協会 香川支部  
協会けんぽ

香川県の健康づくりを応援する

**宣言事業所数：209社**  
(平成30年12月28日現在)

## 《直近の動向》

➤ **健康経営2019中小規模法人部門申請受付  
支部にて認定要件確認終了**

### 【申請受付期間】

平成30年8月31日～平成30年11月30日

### 【報告内容】

平成29年4月1日～平成30年11月30日の  
健診受診率・取組内容 等

### 【今後の予定】

認定委員会において認定審査後、健康経営優良法人2019の  
発表（平成31年2月末頃）

(詳細は2～3ページ)

## ■ 健康経営優良法人認定制度とは

### 【制度概要】

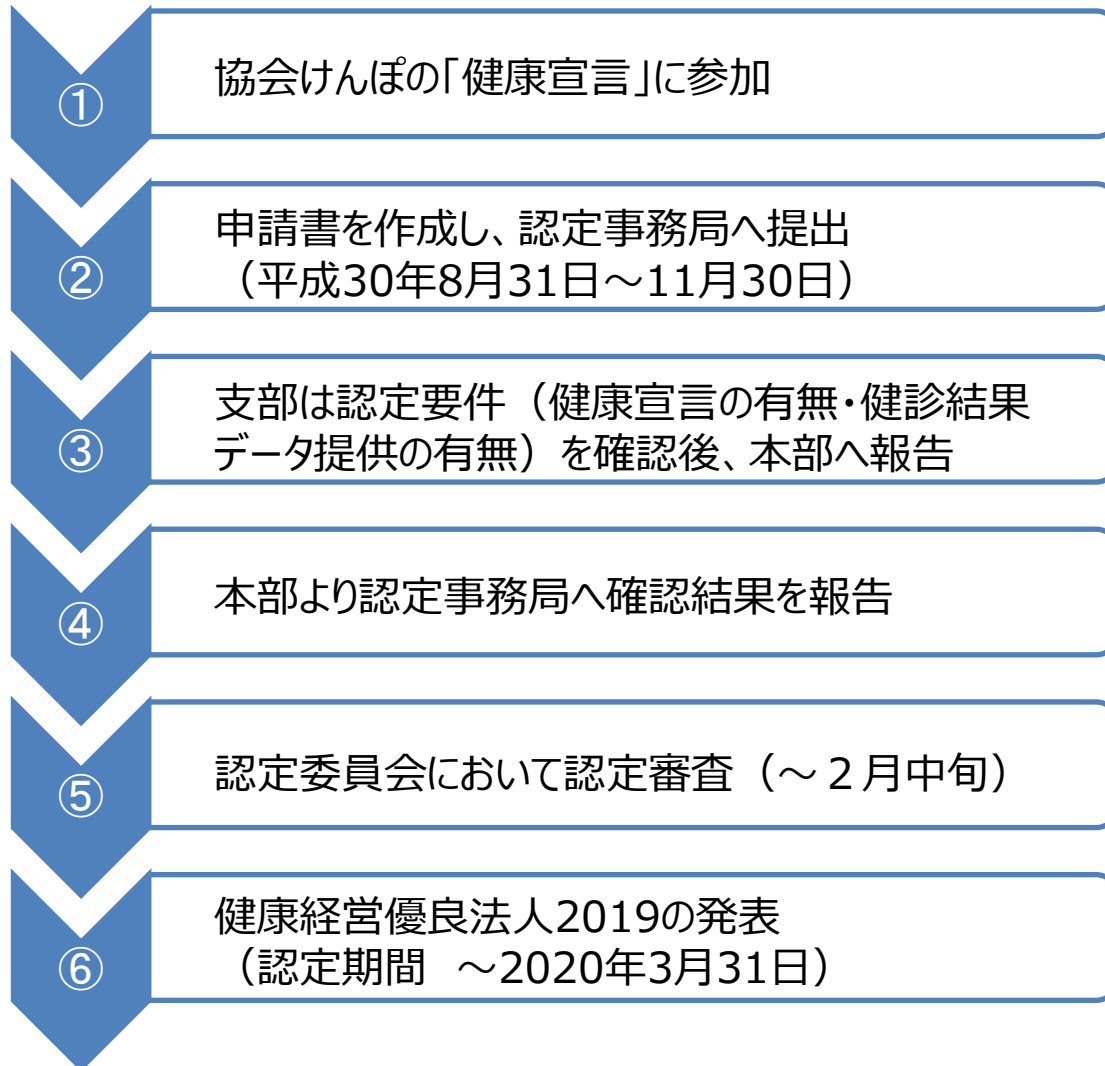
- ・経済産業省と日本健康会議の共同事業(平成28年11月スタート)
- ・地域や職域ならではの健康課題に対して、優良な健康経営を実践している法人を顕彰
- ・「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として、社会的に評価を受けることができる環境を整備することが目的
- ・協会けんぽ等の保険者が行う健康宣言へ参加することが必須要件

	【大規模法人部門】  健康経営優良法人 Health and productivity ホワイト500	【中小規模法人部門】  健康経営優良法人 Health and productivity
製造業その他	301人以上	300人以下
卸売業	101人以上	100人以下
小売業	51人以上	50人以下
医療法人・サービス業	101人以上	100人以下

### «参考»2018の認定結果

全国で775社、うち協会けんぽ香川支部加入事業所は7社が認定

## ■ 健康経営優良法人2019認定までのスケジュール



### 【昨年度との主な変更点】

- ・申請書の提出先が協会けんぽ支部から健康経営優良法人認定事務局へ変更
- ・支部は認定要件（健康宣言の有無・健診結果データ提供の有無）を確認後、本部を通じて認定事務局へ報告
- ・申請期間が1カ月から3カ月へ延長

## 健康宣言事業所数の推移

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H28年度	単月					14	34	15	6	3	2	7	4	85
	累計	0	0	0	0	14	48	63	69	72	74	81	85	—
H29年度	単月	5	2	2	3	4	5	9	2	5	6	0	1	44
	累計	90	92	※93	96	100	105	114	116	121	127	127	128	128
H30年度	単月	0	1	5	9	17	19	20	11	1				83
	累計	128	129	134	143	※159	178	※197	208	209				209

※は1社ずつリタイアあり

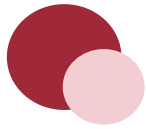
平成30年12月28日時点

### 健康宣言のきっかけと宣言数（H30.12.28現在）

		H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	累計	割合 (%)
営業マン・ウーマン活動	職員の勧奨	2	3	6	6	2	0	0	19	(23.5)
	保健師・栄養士による勧奨	0	3	2	5	6	3	1	20	(24.5)
	小計	2	6	8	11	8	3	1	39	(48)
保険会社		3	1	6	3	8	4	0	25	(30)
自主的		0	2	2	4	4	1	0	13	(16)
その他		0	0	1	1	0	3	0	5	(6)
健康宣言合計数		5	9	17	19	20	11	1	82	

#### 【3社リタイアの理由】

- 1社は他支部へ異動し、他支部にて宣言事業を継続中
- 2社は取組結果を求めた際、事業所の負担が大きいため、宣言自体を辞退したいとの申し出あり



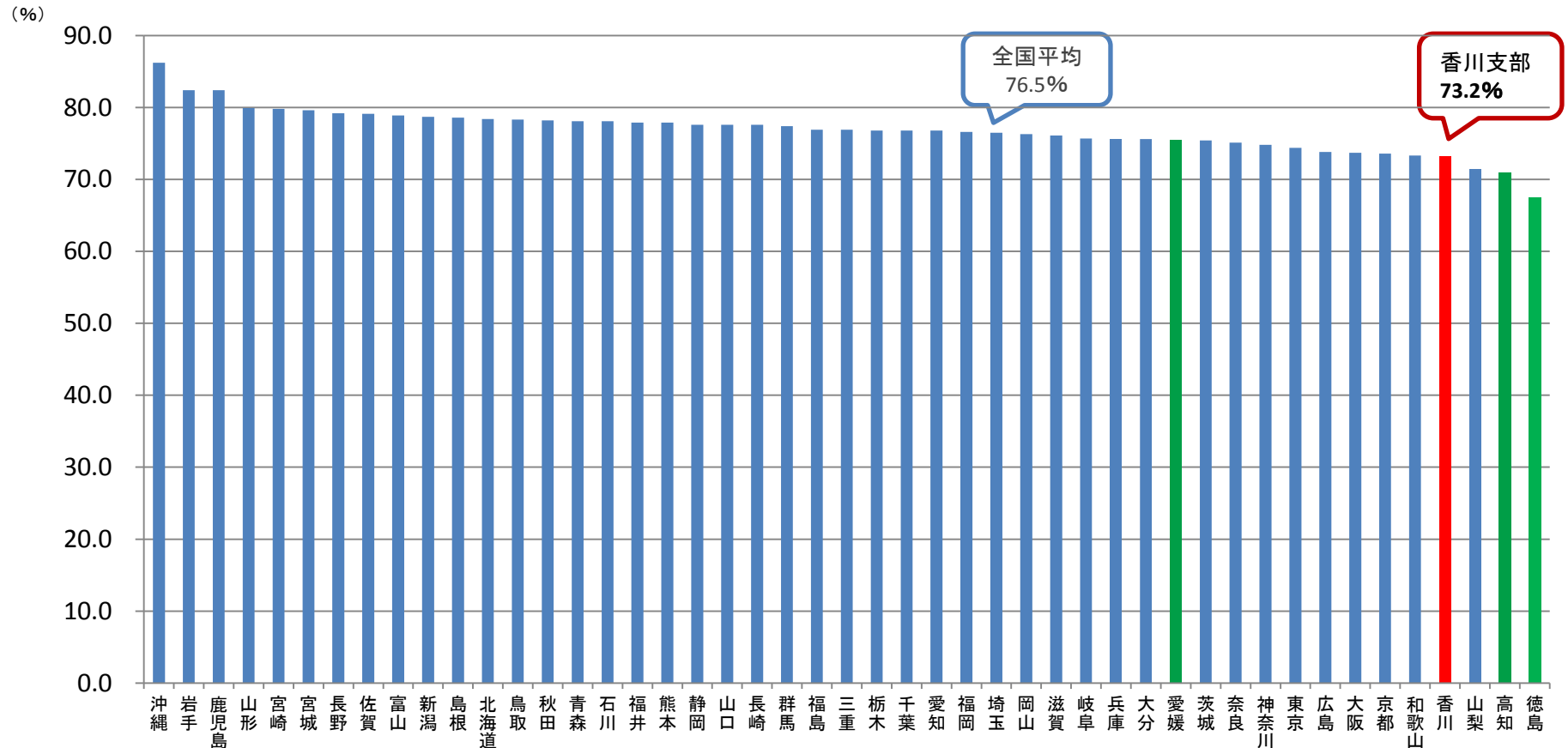
## 2. ジェネリック医薬品の使用状況について

・目標 平成30年度 香川支部 **73.3%** 全国平均 75.4%

<参考> 経済財政運営と改革の基本方針2017  
(平成29年6月9日閣議決定) 抄  
2020年(平成32年)9月までに、  
後発医薬品の使用割合を**80%**とする。

### 平成30年8月調剤分 ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)(協会けんぽ)

平成30年度中の評価指標にて算出(調剤レセプトのみ)



## ■ ジェネリック医薬品使用促進への取組み

### 《直近の動向》

香川県内調剤薬局に対し、ジェネリック医薬品に関するお知らせを送付

【目的】 調剤薬局へ県内における位置づけ（ジェネリック医薬品処方割合）等について情報提供し、患者に対するジェネリック医薬品の普及促進に活用していただくため

【対象】 494件  
平成30年4月分の調剤レセプト請求のあった調剤薬局

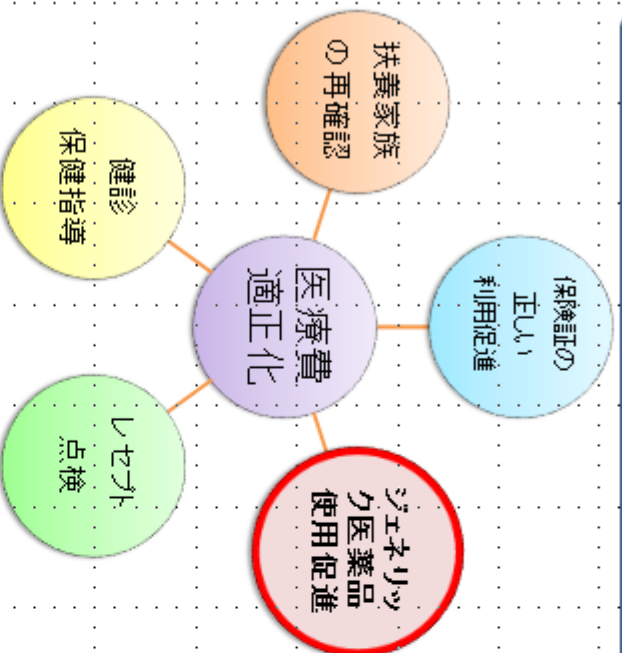
【発送日】 平成31年1月中旬

【内容】 処方せん集中率、年齢別数量割合、医薬品ごとの調剤割合 等



## 切り札は、ジェネリック！

協会けんぽは、保険料率の上昇を抑えるため医療費適正化に取り組んでいます。



加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減につながることから、ジェネリック医薬品の普及促進を積極的に進めています。

1. 先発薬使用が多い人への働きかけ（切り替えた場合の軽減額の通知）
2. 調剤薬局への情報提供（薬効分類別、年齢別数量割合等）
3. 使用割合の低い若年層（公費助成）への働きかけ強化（市町と連携）
4. 広報、啓発活動

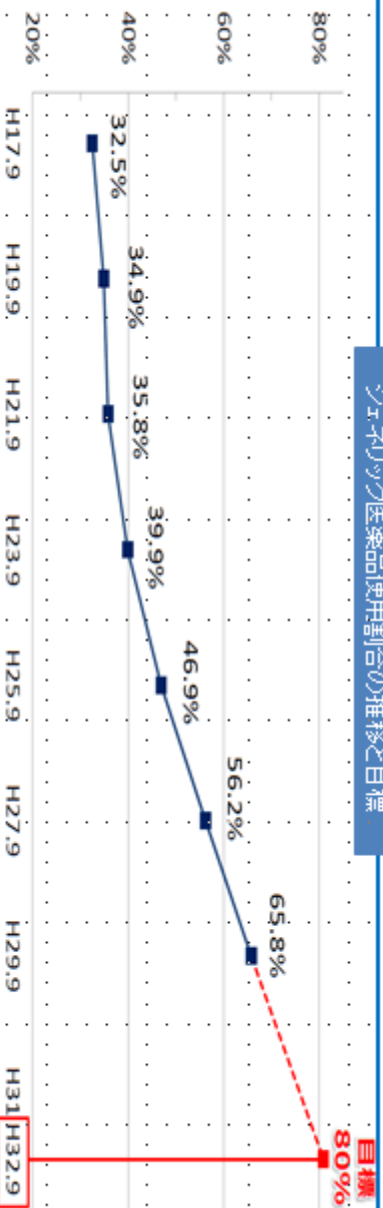
### 後発医薬品の使用割合の推移と目標

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等  
 ・2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。

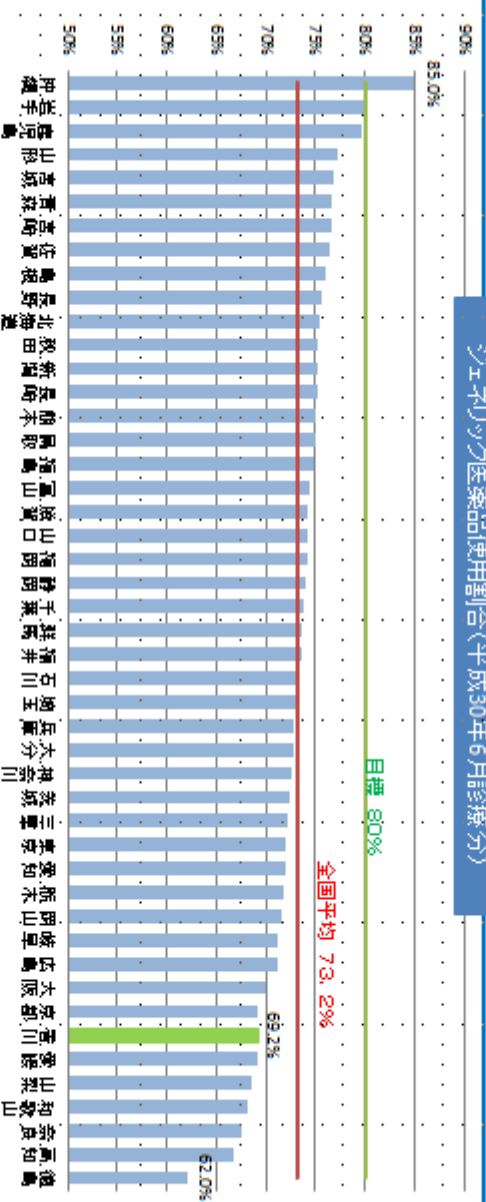
更なる使用促進のため、院外処方の場合は「一般処方方」を、院内処方の場合は「ジェネリック医薬品の採用」についてご協力をお願いします。

## ジェネリック医薬品使用割合の推移と目標



注)「使用割合」は、後発医薬品のある先発医薬品J及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品Jの使用割合」をいう。  
厚生労働省調べ

## ジェネリック医薬品使用割合(平成30年6月診療分)

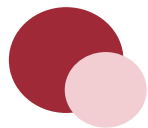


## 2次医療圏別薬効別使用割合(平成30年4月診療分)



※平成30年4月、6月診療分の薬料、DPC、調剤シキオを対象とする。DPCについてはコーデンデータを薬計対象とする。





### 3. 今後の予定(セミナー等)

事業名	開催予定日	会場	対象	内容等
第9回ジェネリック医薬品セミナー	1月20日(日)	香川県社会福祉総合センター	医療機関・薬局関係者、一般県民の方	支部長がジェネリック医薬品使用促進への取組内容を報告
年金委員・健康保険委員合同研修会	2月5日(火) 2月14日(木)	アイレックス(丸亀) マリンウエーブ(三豊)	善通寺年金事務所管内の年金委員、健康保険委員	社会保険委員会連合会、善通寺年金事務所、協会けんぽとの合同開催。協会けんぽからは健康保険制度についての研修
健康保険委員研修会(仮称)	3月8日(金)	サンメッセ香川	健康保険委員、労務管理責任者	支部長より健康経営等の講演 香川労働局より働き方改革の講演
健康経営セミナー	3月頃	未定	未定	今後、四国新聞社・アクサ生命保険と詳細について協議

# その他報告

平成31年1月15日

# 目次

1. 事業所まるごと健康宣言について …… 1～ 4
2. ジェネリック医薬品の使用状況について …… 5～ 8
3. 今後の予定(セミナー等) …… 9